

公益社団法人厚木市シルバー人材センターの委員会設置に関する規程

(平成 24 年 4 月 1 日 規程第 5 号)

(設置)

第 1 条 公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業をより効果的、効率的に運営するため、理事会の下に委員会を設置することができる。

(構成)

第 2 条 委員会は、次のとおりとする。

- (1) 地域活動委員会
- (2) 総務・業務開拓委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 安全管理委員会
- (5) 第 2 次基本計画策定委員会

2 委員会は、必要に応じて設置し、及び改廃することができる。

(所掌事項及び委員)

第 3 条 所掌事項及び委員は、委員会運営要綱に定めるものとする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第 6 条 委員会の委員の任期については、センター定款第 26 条の規定を準用する。

- 2 第 2 条第 1 項第 1 号で規定する委員の任期は、この限りでない。

(委任)

第 7 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に

定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月6日から施行する。